

歴史的環境保護制度からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察

Study on the Landscape Conservation of World Heritage Hahoe Village in Korea Focusing on
Historic Environment Protection System○朴 延*1、山崎寿一*2
PARK Yon, YAMAZAKI Juichi

The objective of this study is to clarify the structure of historic village landscape and its conservation theory by taking an example of the World Heritage of Historical Village in Andong Korea.

To clarify and organize the development of related systems and how to see the maintenance about the Cultural Properties Protection Law, the Urban Planning Law, the Natural Environment Conservation Act, the Landscape Law in Hahoe Village. Finally, we analyze the actual situation of landscape conservation of before and after the World heritage.

キーワード：世界遺産、安東河回村、景観保全、歴史的環境保護制度

Keywords: World Heritage, Andong Hahoe Village, Landscape Conservation, Historic Environment Protection System

I. はじめに

1. 研究の背景と目的

農村地域の歴史的環境の保護は、ひとつの制度（文化財保護法）だけでなく、都市計画法、自然環境保全法、景観法や農村振興関連法が互いに関係して、その制度の一体性から歴史的景観が保全されている。このような視点から本研究を進めている。

本研究では、2010年7月31日に世界遺産・歴史的集落に登録された韓国安東河回村（以下、河回村：ハーフェムラ）を対象に、歴史的集落景観の保全・活用の仕組みについて考察する。日韓における河回村研究には多様な蓄積があるが、ここでは学術研究の展開とその評価について整理した上で、具体的に以下の2つの課題を設定して研究を進めた。

- ① 文化財保護法と、都市計画法、景観法、自然環境保全法などの関連制度の展開を整理し、河回村の景観がどのように保全されたのかを明らかにする。ここでは、これら文化財及び景観保全制度の展開

過程とその時代区分、特徴、制度間の関連性に着目して考察する。

- ② 特に、近年の世界遺産登録前後の景観保全の実態について報告する。

2. 研究の方法

具体的な調査方法は以下の2点である。

- ① 韓国における学術資料^{1)~5)}や行政資料^{9)~15)}を収集し、河回村に関連する文化財保護法、都市計画法、景観法、環境保全関連法の特徴や相互関係を整理・分析する。
- ② 現地調査、安東市文化芸術課の担当者へのヒアリングや行政資料収集を行い、世界遺産に登録前後の変化、特に、世界遺産登録前後の景観保全の実態、ユネスコやイコモスから保存・管理の体制整備の要請を受け入れた歴史的集落保存協議会の活動実態、景観整備や土地利用の変容についての実態分析を進めた。

*1 神戸大学大学院工学研究科、博士後期課程

*2 神戸大学大学院工学研究科、教授、博士（工学）

Graduate student, Graduate School of Engineering, Kobe Univ.
Prof. Dept. of Architecture, Graduate School of Engineering, Kobe Univ., Dr. Eng.

3. 既往研究と本研究の位置づけ

河回村に関する韓国での研究蓄積は多く、文化財庁、慶尚北道（県）、安東市などの調査報告書や建築・造園・都市計画など、様々な分野の研究がある。

韓国における先駆的調査報告といえるのは張起仁・朱南哲が主導で行った河回村調査報告書⁹⁾（慶尚北道、1979年）である。本報告書は文化財指定のための基礎調査であり、集落内の建築物実測図面や補修・復元対策、管理問題についての総合的な研究であった。河回村調査報告書以降1980年代には、民家の特性や空間構成分析に関する研究が行われた。

本研究の関心に近い研究として、1990年代の金純一による「歴史的環境の保存に関する研究(1993)」¹⁾がある。この論文では、点的保存の文化財保存から面的保存である歴史的環境の保存への方向の転換や文化財概念の拡大について論じられている。

2000年代は、Kang, Dong-Jinの研究「持続可能な伝統的集落の維持と管理方法論の開発(2001)」²⁾が注目される研究であり、集落の歴史、文化と共に生活・生産などを関連づけた総合的な維持・管理に焦点を合わせた日韓比較が行われている。

さらに、孫鏞勳による「安東河回村と日本白川荻町の歴史景観管理比較研究(2003)」³⁾は、文化財を中心とした歴史的景観の管理がどのように機能しているのか。特に、韓国と日本における歴史的景観の管理に関わる制度や活動内容の比較が行われ、その特徴や差異、背景について整理されている。

金弘己による「文化財指定以降歴史的集落の保存方針の変遷と景観変容に関する研究(2008)」⁴⁾では、河回村保護方針の変遷過程が1970～80年代までは建造物中心の原型維持から、2001年から生活環境の保存に対する認識が転換し、2004年から具体的な基準と文化財活用法案から体系的な保存計画が樹立されたことが指摘され、河回村の保存方針の変遷過程と景観変容の実態及び特徴が整理されている。これらの研究は重要民俗資料と世界遺産登録における学術的価値を明らかにした研究として評価できる。

本研究では、金純一による文化財概念の拡大、Kangによる文化財に生活・生産などを関連づけた総合的な維持・管理、孫の研究で示された文化財保護法及び計画による歴史的景観の管理、金弘己による文化財保護法の規制緩和からみられる住民の生活を尊重する仕組みになっているという指摘を踏まえて研究を展開させている。

本研究では、「文化財保護法」だけでなく、「都市計画法」・「環境保全法」・「景観法」の変遷過程と時代区分、特徴、制度間の関連性について考察しており、この点に特徴がある。これまでの研究では、このような総合的な景観の実態と歴史的環境保護制度の相互関係は明らかになっていないと考えている。また、住民の生活や生業との密接な変化を考慮した景観保全の方向性を導き出そうとしている点、さらに、景観保全を中心としているが景観だけを保全するのではなく、景観を含む周辺の環境や産業が有機的に連携し、一体的に捉えた仕組みによって景観を保全する「総合的な景観保全」の仕組みに着目している点が本研究の特徴である。



写真2-1 河回村空中写真、南⇒北

出典：韓国文化財庁、世界遺産登録申請資料（2010年）

II. 河回村の地域概要

1. 河回村の立地

世界遺産や歴史的集落を紹介する写真には、地域の特徴や魅力を表現する写真が用いられること多く、写真の構成から魅力を構成する景観構成要素を把握することが可能である。韓国文化財庁ホームページの世界遺産の案内に掲載されている河回村の空中写真（写真2-1）では象徴的な特徴がみられる。ここでは集落だけでなく、周辺環境を含む環境全体が世界遺産にされていることが分かる。文化財に指定されている家屋だけでなく、集落もあり、防風林・農地・山林・川などが一体的に使われている。その空間的に一体的となった景観をどのように保全していくのが近年の歴史的集落を守る上での課題である。

その河回村は慶尚北道、安東市、豊山面、河回1里に位置している。河回村周辺の主な市・郡は東方面に安東市内（約25km）、北西方面に醴泉郡（約20km）、南方面に義城郡（約46km）が位置している。河回村の住民

は豊山邑（中心集落、図 3-2 の E）の市場や安東市内のスーパーマーケットなどの便利施設や学校のような教育施設を利用している。

2. 河回村の成立・人口

河回村の成立は、高麗末期（13 世紀）に豊山柳氏の入郷先組である柳宗恵が移住し、宗家である養真堂(図 2-1)に住み初めて以来、柳雲龍・柳成龍兄弟の代である 16 世紀に豊山柳氏の同族集落の基盤ができた。現在も約 7 割の豊山柳氏が住み続けている。

人口は約 257 人、127 世帯（男：116 人、女：141 人）である（2011 年 6 月 30 日基準、安東市住民登録人口統計）。年齢別人口分布は 18 歳 5%、18～60 歳は約 45%、60 歳以上が約 50%に及んでいる。1975 年の人口は 618 人、118 世帯であり、半分以上減少しているなど過疎高齢化が進んでいるという問題を抱えている。

3. 河回村の産業・観光

安東太極圏域農村マウル総合開発事業の計画書（2009）によると河回村の産業は農業であり、主な所得は稲作である（農家比率は 94.1%）。しかし、純粋に農業を行う世帯は 34%であり、商業などを共に行う兼業が増加している傾向がみられる。

また、河回村は有形・無形文化財を多数（合計 22 件の内、16 件が建造物である）保有しており、地域の文化と歴史的景観が残されている(表 2-2)。世界遺産の登録（2010 年 7 月 31 日）以降、年間約 120 万人の観光客が訪れている（世界遺産登録以前は約 80 万人の観光客）。このように観光客の増加に対する施策が必要であると考えられる。

表 2-2 河回村の文化財現況（2012 年 2 月）

合計	国宝	宝物	史跡	重要民俗資料	無形文化財	その他
22	2	4	1	10	1	4
・国宝：河回屏山タル（121 号-12 種，13 点）， 懲泌録（132 号） ・宝物：養真堂，忠孝堂，柳成龍宗孫家遺物，柳雲龍宗孫家文籍 ・史跡：屏山書院 ・重要無形文化財：河回別神グッタルノリ（仮面劇祭り） ・重要民俗資料：北村宅，遠志精舎，資淵精舎，主一齋，玉淵精舎，謙菴精舎，南村宅，鶴泉宅，河東古宅，河回村（村全体が指定） ・天然記念物：萬松亭 ・道指定文化財：花川書院，翔鳳亭，志山古宅 （※太い字は建築物）						

（安東河回村管理事務所より）

4. 河回村の空間構造及び土地利用

4-1. 河回村の伝統的空間構造の特徴

河回村の伝統的な特徴として、三神堂（神木、居住空間では最も高い、海拔 81m）を中心に居住空間が広がっている（図 2-2）。その三神堂の近くに宗家の養真堂が位置している。中心部に位の高い両班（ヤンパン）が住む瓦葺が密集し、その周辺に茅葺が建てられている。また、中道を中心に北村と南村が分けられている。居住空間の東側に米農業による農地が維持されている。さらに、3 方（北、西、南）が洛東江（花川）に囲まれ、4 方が山に囲まれているなど地形的に孤立している（図 2-1）。

4-2. 河回村の現代的土地利用の実態

河回村現地調査（2009 年 9 月）で作成した土地利用の実態（図 2-3）では住宅だけでなく、観光客や住民のための施設が建っている。河回村の建物の用途は大きく民家（89）、民宿（13）、商店（3）、共同施設に分けられる。班家（瓦葺）のような規模が大きい家を中心として、周辺に規模の小さい茅葺が形成されていることが分かる。

民宿の場合、村全体に散在しており、商店は集落の北側、中心部、東側の 3 箇所分布されている。共同施設は公衆トイレ、保健所、老人会館、教会が建っている。民宿以外には商店や共同施設が村の中心部、東側共同施設空間に密集している。

Ⅲ. 歴史的環境保護制度からの景観保全

1. 文化財保護法による景観保全

1-1. 文化財保護法の規制緩和からみる国の景観保全

韓国文化財保護法（1962 年 1 月 10 日制定）による文化財は有形文化財・無形文化財・記念物・民俗資料の 4 種類^①に分けられる。その民俗資料の内、学術・芸術的価値の高い文化財が重要民俗資料として指定される。河回村は集落全体が、重要民俗資料に指定（1984 年 1 月 10 日）されているため「文化財保護法」によって管理されている。文化財保護法の基本原則である原型維持を中心として、文化財を保護・管理する主体の設定、役割と権限及び各種規制などを含む文化財管理方法と手段が主要である。

河回村の場合、図 3-1 の A に 1960～70 年代に指定された宝物・重要民俗資料のような国家指定文化財による「点的保護」が行われている。図 3-1 の B に示す 1980 年代以降の「面的文化財保護」による②は、重要民俗資料の保護範囲が個々の伝統的家屋から集落全体である群

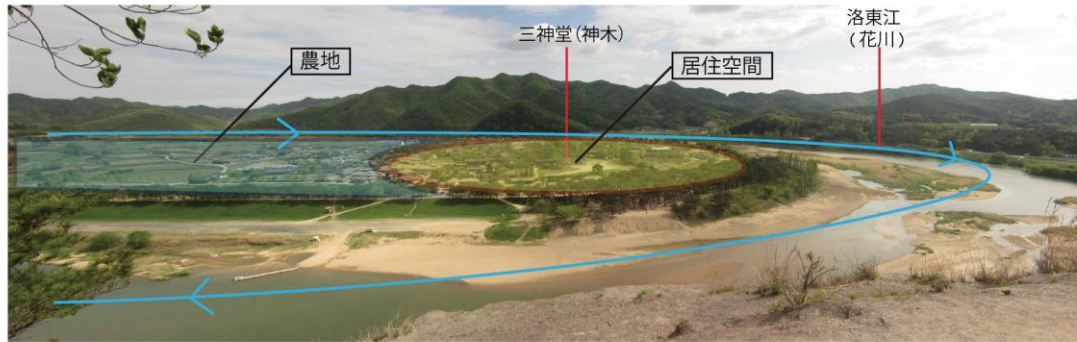


写真2-1 芙蓉臺から撮った河回村のパノラマ写真（2012年5月撮影）、北⇒南

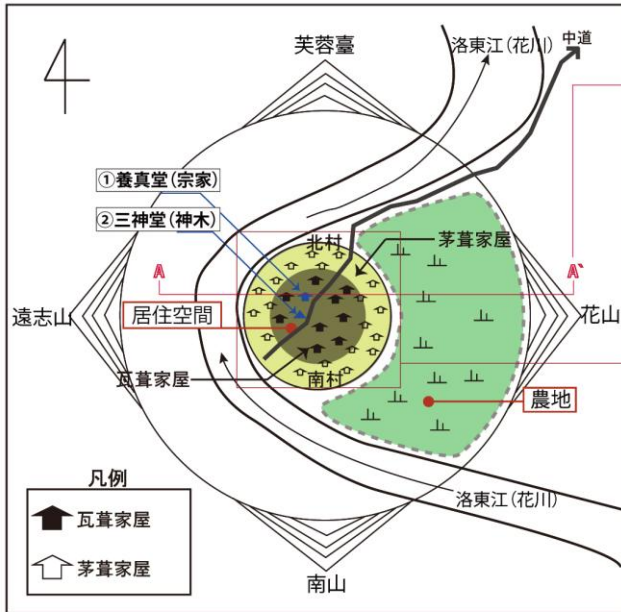


図2-1 河回村の伝統的空間構造モデル



図2-2 河回村の断面図 (A-A')



図2-3 河回村の土地利用図

(2009年9月、河回村現地調査に基づいて)

として保護され、「面的保護」が始まり、河回村は重要民俗資料に指定された6つの歴史的集落の中で最初に指定(1984)された。

また、新築状況(韓式瓦葺・茅葺の増加、図3-1のC)がみられる。文化財保護法(重要民俗資料)による具体的な保護区域は図3-2のA-①であり、集落と自然的要素(山林・川)まで保護区域に含まれている点に注目する必要がある。

孫鏞勳の研究(2004)⁶⁾によると文化財保護法による保護の目的及び原則は「原型維持」であり、法の定める管理の主体は河回村であり、現状変更の審議・許可者は国(文化財委員会)、管理責任者は地方自治団体(安東市)、所有者(住民等)と明確に区分されている。また、罰則の側面からみると、河回村は規制に対する国、地方自治団体の補償、違反に対する罰則が文化財損傷・無許可行為・行政命令違反等に関しては実刑又は罰金が生じる厳しい規制によって明確に定められている。

金弘己の研究(2008)⁴⁾では、河回村保護方針の変遷過

程は1970~80年代までは建造物中心の原型維持から、80年代後半から制限的な新築が許容され、2001年、生活環境保存に認識が転換し、2004年から具体的な基準と体系的な保存計画が樹立されたことを明らかにしている。

その具体的な事例として、安東河回村保存管理方案調査研究報告書(1989)¹⁰⁾では、集落が最も盛んだった1930年代の集落構造を考慮し、過去に住宅が存在していた敷地に住宅の新築を許容することが基本原則である。空き地では基本的に新築不許可であるものの、空き地が宅地に指定されている敷地では新築を許容される。また、現在の敷地が宅地でない場合でも過去(1930年代)の敷地が宅地であるところに対しては、現状変更して新築することが許容される。

民俗村の保存・活用及び総合整備細部実践計画(2004)¹²⁾によると、文化庁による「家屋内住民便宜施設設置基準(2004.03.02施行)」が制定された。この設置基準の適用対象は、文化財として指定された歴史的集落(河回村を含む7箇所)内の家屋が対象である。基本原則とし

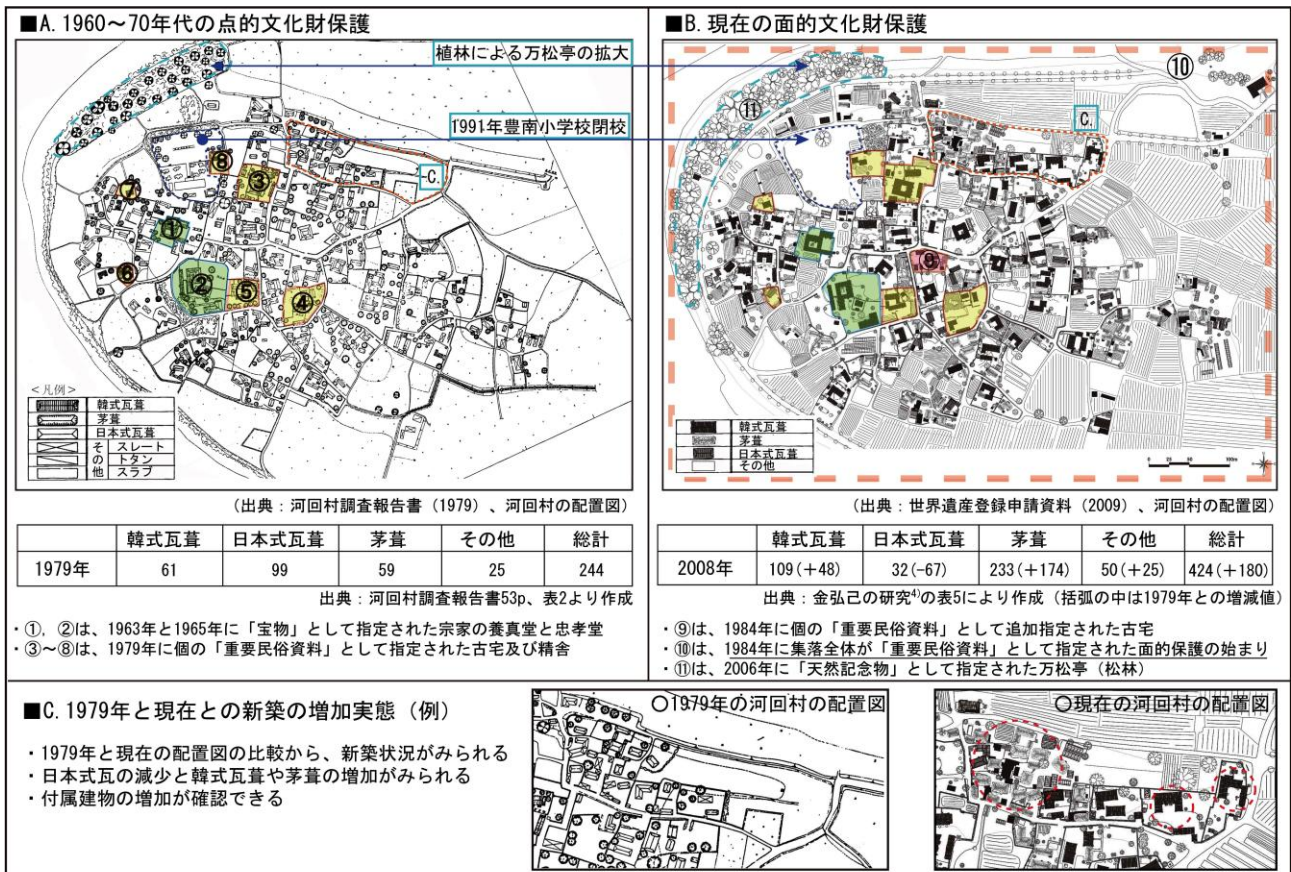


図3-1 河回村における文化財の「点的保護」から「面的保護」への展開

て、集落内の家屋配置・家屋本体及び付属建物の外部構造・形態を伝統様式にする。現代的素材(セメント、金属、プラスチック)などが建物外部に露出することを禁止する。

また、建物を新築する場合には伝統家屋の配置手法によって位置を選定し、新築建物の高さや規模は既存の建物の規模を過度に超えることはできない。さらに、化粧室・浴室・台所・ボイラ室の内部の施設の設置費用は居住者が負担する。

このように、重要民俗資料指定による河回村の原型維持及び景観変容を規制するだけでなく、制限的な新築許容、住民の生活を考慮した内部改造や修理行為が許容・拡大するなど規制が緩和する方針が2004年から見受けられた。

1-2. 地方自治団体の文化財保護条例による景観保全

中央政府(国)による文化財保護法に基づいて作られた広域地方自治団体(県レベルの地方自治体)である慶尚北道の「慶尚北道文化財保護条例」では、文化財保護法による国の文化財だけでなく、慶尚北道の文化財(県文化財レベル)まで支援・管理する条例が制定(2000)された。さらに、基礎地方自治団体(市レベルの地方自治

体)である安東市の「安東市文化遺産保護条例」が2006年に制定され、それを背景に非文化財を対象に調査が行われ、200件の非指定文化財を発掘し、64件を市文化財として指定された。また、除外された136件は安東市文化遺産目録として管理する計画がなされている。

河回村の場合、拡大された文化財(山林や川、農地)の保護のため、規制によって直接影響を受ける住民に対する補償がある。安東市では文化財保護法第43・44条の規定により「安東市河回村観覧料徴収条例(1995年制定)」が制定され、観覧料(入場料)の40%が補償金として自治会である河回村保存会^{注4)}に支給され、収益金は観光客に家を開放した世帯に配分される仕組みを持ち、建物の改修などに使われている。

表3-1 河回村保存会の主要活動

業務	内容
河回村の共同資産管理	・河回村の観覧料(入場料)の40%が補助金として支援され保存会を運営し、住民に年次別に支援金を配分する ・河回村の入口に造成された集団観光施設の運営を安東市から委任・担当される
住民の意見を集約する	・定期総会を通して村の保存・管理に関する事項を論議し、住民の意見を集約し、安東市に伝達する
河回村の福祉事業	・観覧料(入場料)徴収によって支援された資金を通じた村の福祉事業に使用する
祭り開催	・村の祭りである船遊ジュルブルノリ(花火)祭りの開催 ・村の住民の和合のための祭りを開催

出典：世界遺産登録申請資料(2010)

1-3. 住民による景観保全

河回村の住民組織には河回村保存会（以下、保存会）と河回村婦人会（以下、婦人会）がある。保存会は村を代表し、社団法人に1992年登録された住民協議会である。また、定款が存在し、全ての業務及び実行方法の基になる。定期理事会が毎月1回開催され、河回村の行事、予算の使用などの議決事項について決定する。総会は1年に1回（1月15日）行われ、予算使用内容及び事業計画などについて報告する。保存会は理事長1名、理事6名、監事2名の総9名で構成されている。また、毎月1回、河回村の住民を雇用して街路や三神堂の草むしりと村の掃除を行うなど住民による保存（管理）活動が行われている。その他、代表的な活動は表3-1に示している。

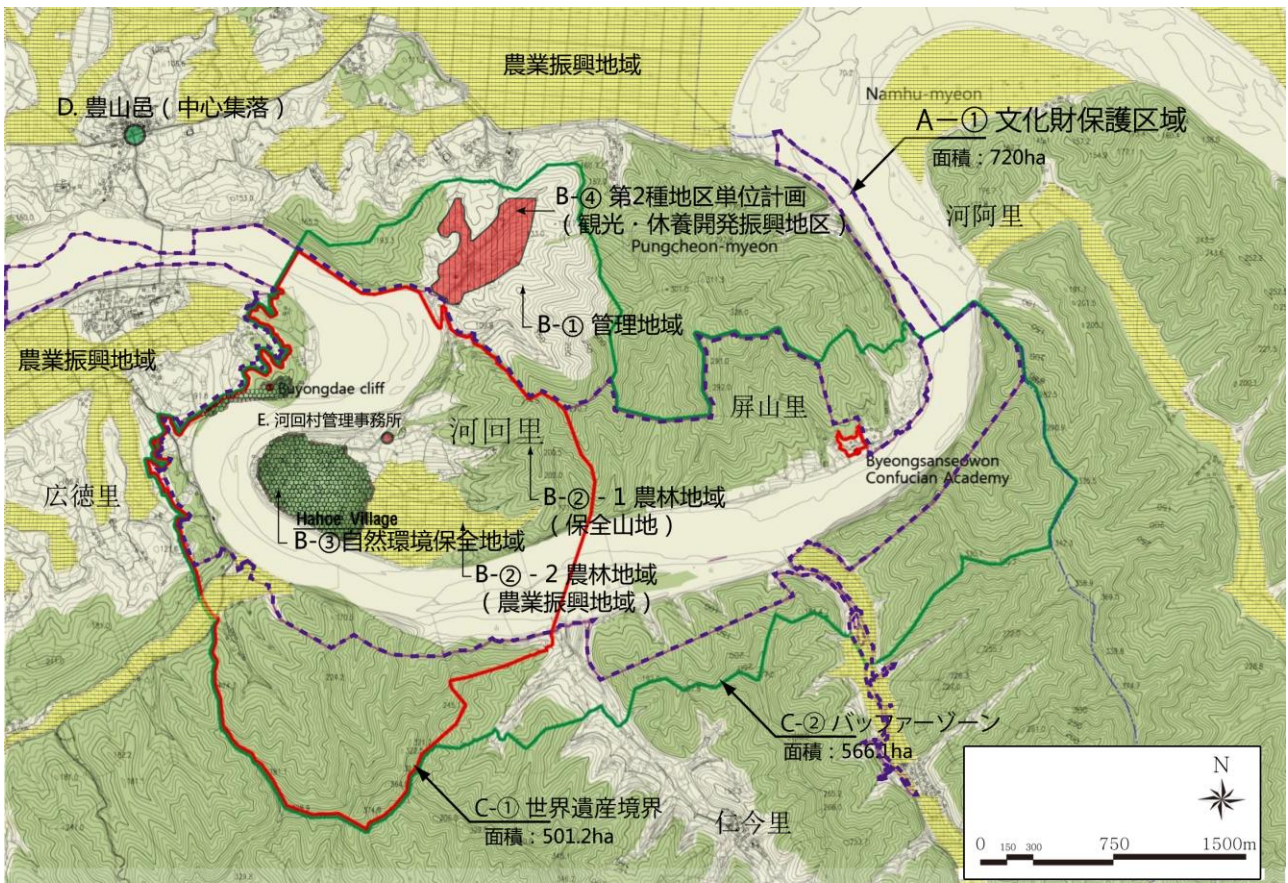
河回村婦人会の主な仕事は村の行事の際に、飲食を準備することや村に居住する老人のための春・秋旅行を主催するような福祉活動を行っている。

備することや村に居住する老人のための春・秋旅行を主催するような福祉活動を行っている。

2. 都市計画法による景観保全

2-1. 都市計画法の新たな展開

一方、2000年代に入ってから、乱開発が社会的問題になり、政府は「先計画」・「後開発」という政策を目標とし、既存の都市計画法（1962年1月20日制定）と国土利用管理法（1972年12月30日制定）が統合され、「国土の計画及び利用に関する法律」が2002年2月4日に制定された（以下、都市計画法）。同法は都市地域と農村地域が統合されるなど国土を一時的に捉えることが可能になり、非都市地域に都市計画法を適用したことが特徴である。



	A. 文化財保護法	B. 都市計画法		C. 世界遺産指定
凡例	①保護区域	用途地域 ①管理地域 ②-1農林地帯(保全山地) ②-2農林地帯(農業振興地域) ③自然環境保全地域	地区単位計画 ④第2種地区単位計画(観光・休養開発振興地区)	①保護区域 ②バッファゾーン
特徴	伝統的家屋及び周辺環境(山林・川)の価値重視	非都市地域に都市計画法を適用することが可能(用途地域制度の農業振興地域や保全山地など)		上位計画を考慮した、総合的な価値重視 全体的な河回村の文化財・農地・環境要素

図 3-2 河回村の文化財保護法と世界遺産による保護区域と都市計画法による用途地域（2012年、現在）

2-2. 用途地域制度による河回村の土地利用・景観保全

2002年から、土地の利用実態及び特性、将来の土地利用の方向などを考慮した、都市地域・管理地域・農林地地域・自然環境保全地域の4つの用途地域で全国土を指定・管理することが可能になった。

河回村の場合、伝統的家屋及び重要民族資料が密集している宅地は「自然環境保全地域(図3-2のB-③)」として開発行為が禁じられている。周辺の山林は農林地地域の「保全山地(B-②-1)、(山地管理法)」として指定されている。特に、周辺の農地は農林地地域の「農業振興地域(B-②-2)、(農地法)」として管理されている。農業振興地域は、現状変更が不可能である絶対農地として厳しく農地を守るなど国による政策展開が見られる。

2-3. 観光団地造成計画と河回村の景観保全

都市計画法による、都市管理計画(日本の都市計画にあたる)は土地利用計画・都市基盤施設計画・市街地開発計画・地区単位計画を制定することになっている。河回村では、2-2節で記述した用途地域以外に、地区単位計画が策定・適用されている。河回村では非都市地域に適用される第2種地区単位計画^{注5)}により、観光・休養開発振興地区が2003年に指定された。

観光・休養開発振興地区に「河回観光団地造成計画」が計画された。安東市が1998年に立てた「2016年安東都市基本計画」に含まれた事業であり、河回村の景観を保存し、増加する観光客の需要要件を造成するために計画され、総6年間(2000-2006)の事業期間を経て完了した。

河回観光地造成計画の敷地は、河回村の居住空間から1.2kmはなれたところに位置されている(図3-2のB-④)。文化財保護区域(図3-2のA-①)と世界遺産保護区域(C-①)に含まれてない用途地域制度による管理地域(B-①)に計画されている。事業内容は河回村と周辺地域の歴史的資源と連携した観光団地造成で不足した宿泊・飲食店などを含む共同施設を提供している。主な施設は駐車場、公衆トイレ、河回村保存会事務所などの共同施設や宿泊施設、博物館、飲食店、売店などである。規模は約18ha、計49棟が建設された。

その結果、居住空間に散在していた現代的な要素(飲食店、商店、共同施設)を河回観光地に移転することで、集落の伝統的景観を維持、住民の生活・経済面の領域を保護することが可能になった。また、既存(2000年以前)の集落内(図3-2のE、河回村管理事務所周辺)にまで

入ってきた観光客の車両を観光団地の駐車場に収容、観光団地から集落内まで循環バスをあらたな交通手段として導入することで観光客の車両による混雑・煤煙が緩和される。

このように、用途地域による「自然環境保全地域」と「農林地域」を厳しく守ることによって、歴史的要素を保全することが可能になる。また、第2種地区単位計画が適用された河回観光団地に現代的要素と観光的要素をバランスよく分離することによって、河回村の歴史的景観が維持されると解釈できる。

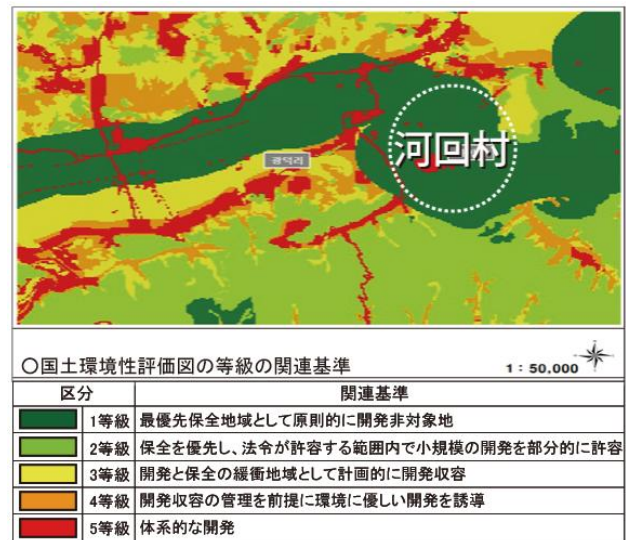


図3-3 国土環境性評価図(太極圏域農村マウル総合開発事業基本計画書、29pを修正・加筆)

3. 環境保全関連法による景観保全

環境部(日本の環境省)では、環境政策基本法(1991年2月2日制定)15条に基づき、国土環境性評価図を作成(2000年)し、環境影響評価に活用されている。本評価図は、国土を環境に優しく計画的に保全・活用・利用を誘導するために環境的価値を総合的に評価するものである。また、全国を5つの等級に区分し、地形図に表した。特徴として、保全・開発・利用をするために環境的価値を総合的に評価し、“保全すべき地域”と“開発する地域”などに5等級に区分されている。立地規制項目56箇所、環境生態的価値11箇所など総67項目の評価が行われている。河回1里(河回村)と洛東江については、1等級の最優先保全地域として指定されている。周辺の林野は2等級、農地は3等級、道路は4、5等級の評価になっている(図3-3)。

次に、自然環境保全法(1992年9月1日制定)34条に

よって、山・河川・沼地・農地・都市などに対する自然環境を生態的価値、自然・景観的価値などによって等級化された、「生態自然図」が作成されている。河回1里と芙蓉台を中心とする洛東江周辺の自然環境は1等級に指定され、周辺地域は全般的に3等級に指定されている。

このように、環境政策基本法による「国土環境性評価図」や自然環境保全法による「生態自然図」の評価で、河回村は歴史的価値と洛東江の自然環境が重視されていることが分かった。

4. 景観法による景観保全

景観法は国土の体系的景観管理のため、景観資源の保全・管理、また地域特性を現す国土環境及び地域環境を造成することを目的に2007年5月に制定された。これらによって、2000年以降から都市計画法による都市基本計画の部門計画として景観関連計画が2007年以降、法的根拠が変更されより明確になった。

しかし、安東市の場合、景観法に基づき、2008年景観条例を制定したものの、景観法による景観計画は樹立されなかった。既存に計画された安東都市基本計画¹³⁾

(2007)によると、景観管理対象区域を設定して、まず、景観重点戦略事業の選定をする。①都市景観保全型・②都市景観整備型・③都市景観造成型に分けられ、河回村は①の都市景観保全型の「歴史景観保全事業」が計画されている。次に、景観関連地区対象地を選定する。河回村を含む豊川圏域は、伝統景観地区に選定されるなど、景観法が適用される以前に樹立された都市基本計画に基づいて、原則的な内容が記述されている^{注6)}。

IV. 世界遺産登録と景観保全

1. 世界遺産登録の根拠

「韓国歴史的集落河回村と良洞村」^{注7)}は優れた普遍的価値(Outstanding Universal Value)が1972年世界遺産協約による運営指針の評価基準のiii)とiv)に適合に条件(表4-1)を満たしていることから、2010年7月31日に韓国の世界遺産(10番目)、歴史的集落として指定された。

具体的には、ユネスコの登録決議案(2010年7月31日)で、以下のものがあげられた。

- ① 住居の建築物と亭や精舎(学文と休息のための空間)、書院などの伝統的建築物の調和とその配置方法及び伝統的住居文化に朝鮮時代(1392-1910)の社会構造と儒教文化が残されていること。

- ② このような伝統が数百年に渡って持続された仕組みであることから世界遺産に登録するのに遜色がないと評価された。
- ③ また、文集・芸術作品と朝鮮時代儒学者などによる学術及び文化的成果物と祭礼文化、風習及び冠婚葬祭など住民たちの生活と信仰に係る無形遺産(祭り・祭事などの伝統文化)が世代に渡って継承されていることが高く評価された。

表 4-1 世界遺産の登録基準

i) 人類の創造的才能を現す傑作である。
ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示していること。
iii) 現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいはまれな証拠を示していること。
iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体または景観に関する優れた見本であること。
v) ある文化(または複数の文化)を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている場合。
vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文化的作品と直接または明白な関連があること(ただし、この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
vii) 類例を見ない自然美および美的要素をもつ優れた自然現象、あるいは地域を含むこと。
viii) 生命進化の記録、地形形成において進行しつつある重要な地学的過程、あるいは重要な地質学的、自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表とする顕著な例であること。
ix) 陸上、淡水域、沿岸および海洋の生態系、動植物群集の進化や発展において、進行しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。
x) 学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著で普遍的な価値をもつ、絶滅の恐れがある種を含む、生物の種を含む、生物の多様性の野生状態における保全にとって、最も重要な自然の生育地を含むこと。

(出典：日本ユネスコ協会連盟ホームページ)

2. 世界遺産登録までの経緯

韓国文化財庁報道資料(2010年8月)によると、2010年5月に、世界遺産諮問機構であるICOMOS(国際記念物遺跡協会)は世界遺産センターに提出された評価報告書により、連続遺産である河回村と良洞村を総合的に保存・管理するシステムの完備が必要であることを理由に「韓国の歴史的集落：河回と良洞」の世界遺産登録申請書に対して登録保留(refer)を勧告した。

韓国の文化財庁はICOMOSの保留勧告とその主要な理由を予測し、2010年の頭から国内の専門家及び慶尚北道、安東市、慶州市など関連自治団体との協議を行い対策を取り始めた。2010年4月に両集落を統合的に保存・管理する「歴史的集落保存協議会」^{注8)}を構成し、初協議を安東市で開催した。このようにICOMOSが登録保留に勧告した原因を解決した。

このような背景から文化財庁は、歴史的集落統合管理システム構築に対する追加説明資料を作成した。2010年6月にICOMOS本部と世界遺産センターに直接提出し、理解と協調を求め、世界遺産登録の当為性を説明する広

告資料を製作した。それらの資料を 21 ヶ国の世界遺産委員会・委員国に伝達し、登載の支持・交渉活動を積極的に推進した結果、ブラジルのブラジリアで開催された第 34 次世界遺産委員会で世界遺産として登録されることになった。

3. 世界遺産登録以降の自治団体による保存・活用の実態

登載決議案では世界遺産登録以降の措置について、「韓国の歴史的集落：河回と良洞」の持続可能な保存と発展のため集落と住民の許容能力を考慮した観光管理計画を樹立・施行することを勧告した。

保存と活用の主体となる慶尚北道（県）では、河回村と良洞村の総合的に保存・管理する「歴史的集落保存協議会」を支える慶尚北道の条例として、「慶尚北道世界遺産保存管理や支援に関する条例（2011.06.06 制定）」がつくられた。

さらに、安東市は世界遺産河回村の効率的保存管理及び活用活性化のため「村の職人指定制度」を推進している。本制度は河回村の固有な生活文化の機能・芸能保有者発掘・育成する内容で、固有性・完全性を伝承する。これらは安東市文化遺産保護条例に基づいて、①2011 年 10 月、村の職人指定、②2012 年に安東市文化遺産に指定する計画、③道（県）・国無形文化財指定のような流れである。村職人の指定対象の項目は①住居（茅葺・瓦葺）、②信仰及び社会共同体（祭礼・祭事・民間信仰・船職人）、③祭り項目（花火祭り・花見・伝統歌）、④飲食項目（宗家飲食・伝統飲食）、⑤工芸項目（仮面工芸・わら工芸）の 5 つの指定項目があり、河回村で現在 29 名が推薦された。

このように、世界遺産登録以降、総合的な保存・管理システムの構築とそれを支える事業として、「世界遺産河回村の住民力量強化講座運営計画」と「村の職人指定制度」の住民による保存と発展のため許容能力を考慮した観光管理計画を制定している。

V. まとめ

本研究の知見のまとめとして、以下の 2 点である。

① 歴史的環境保護制度からみた景観保全

河回村は、「文化財保護法」の重要民俗資料制度の歴史的集落として 1984 年指定され、原型維持が基本方針であった。その後、2000 年代に入ってから住民の生活を重視する家屋内住民便宜施設設置基準(2004)が樹立され、制限的な新築許容と住宅内部改造及び修理行為許容のよう

な文化財保護法の規制が緩和されている。

次に、2002 年に都市計画法と国土利用管理法が統合され「国土の計画及び利用に関する法律」が制定され、非都市地域に都市計画法を適用したことが景観保全に有効である。また、用途地域制度によって自然環境保全地域を中心に農林地帯（農業振興地域・保全山地）が厳しく守られている。管理地域に第 2 種地区単位計画が適用され、「河回村観光団地」事業(2000～2006)を行うことによって集落内に散在していた現代的要素と観光的要素を分離することで河回村の歴史的景観が維持されている。

さらに、「自然環境保全法」による生態自然図や「環境保全基本法」による国土環境性評価図(2000)作成の共通点として、河回村と周辺環境（山林・川）の要素が重視されている。

このように、文化財保護法が中心となって河回村の歴史的景観・環境が保全される。それを支える都市計画法・環境保全関連法など諸制度の役割から制度論による文化財と周辺環境を一体的に捉えることで制度間の関係があることが明らかになった。

② 世界遺産と景観保全

韓国・国内法の諸制度の仕組みは、世界遺産登録前後に影響があり、世界遺産に登録された以降、歴史的集落総合管理システム導入や世界遺産の住民としての観光客に対する教育や職人制度が行われているなど文化財を捉える仕組みの展開がみられた。

このように、行政における歴史的環境の保護制度は、近年、都市計画法や農業政策とも相互に関連して制度が整備され、河回村では個々の文化財だけでなく自然環境まで保護する法制度面での景観の一体的整備が行われている。制度の一体性と空間的一体性の総合関連の関係からみる視点を入れることによって「文化財保護」、「農業振興・観光振興」、「住民生活」と関連して、一体的に保全されるものであり、相互の結びつきと全体としての景観保全の仕組みの構築が重要であることが明らかになった。

注釈

注1) 重要民俗資料：韓国における文化財類型は有形文化財、無形文化財、記念物、民俗資料がある。これら 4 つの文化財類型は国家指定と市・道（県）に区分され、有形文化財の国家指定文化財では宝物・国宝が存在する。また、記念物の国家指定文化財は史跡・名勝・天然記念物がある。さらに、民俗資料は国家指定文化財の内、文化財庁の文化財委員会の審議により民俗資料の中から重要

なもの重要民俗資料として指定されている。その重要民俗資料は伝統的生活様式や民族的風景を保存、建築史研究に重要な資料を提供する民家群およびその場所を意味する。

注 2) 農村マウル総合開発事業：農村地域活性化のために 2004 年から推進され、「農林漁業人の暮らしの質向上及び農山漁村地域開発促進に関する特別法」と「農村整備法」に基づき、3~5 箇所の集落をひとつの圏域に設定し、集落の特徴を顧慮する、農業の総合的機能を拡充を通して地域の暮らしの質の向上に目的とする。

注 3) 里：韓国の行政区域は①市、②邑(面)、③里は、日本の市町村の中で村に当たる。

注 4) 河回村保存会：主に河回村に居住している住民によって構成され、1992 年社団法人として設立された。集落の保存と発展に伴う諸事項や現状変更行為などを協議する。また、集落内の内部規制と不動産及び賃貸家屋に対する管理を自立的に審議・決定する役割がある。河回村保存会の運営案については、総会から河回村の資産の管理、予算の執行と議決、事業計画の承認などを協議する。

注 5) 第 2 種地区単位計画：「国土の計画及び利用に関する法律」上の地区単位計画で計画管理地域や開発振興地区を体系的・計画的に開発・管理するために用途地域の建築物、その他の施設の用途・種類及び規模などに対する制限を緩和する。また、建蔽率及び容積率を緩和して樹立する計画である。

注 6) このように、現段階では景観法による景観計画樹立が必要ではないと思われる。その理由として、現行の都市基本計画による景観形成事業選定及び地区指定の方向提示だけで十分である。また、都市計画による景観地区指定さえも現行の文化財保護法の保護区域より行為制限が弱いため、計画樹立や地区指定を行っていなかったからである。結果的に、景観法による景観保全は「景観条例制定」とその条例に基づく「景観管理」が主である内容から大きな役割を果たすことができなかったことが分かる。

注 7) 韓国歴史的集落河回村と良洞(ヤンドン)村：世界遺産の正式名であり、ふたつの集落によって構成されている。

注 8) 歴史的集落保存協議会：2010 年 4 月に集落代表 8 名、行政 7 名、外部専門家 10 名の総 25 名で構成され、集落の保存・管理及び発展計画の検討・調整、両集落の協調体系の強化を図る。

参考文献

- 1) 金純一、A Study on the Conservation of Historic Environment Relating to the Folk Village of Hahoe (歴史的環境の保存に関する研究—河回村の保存を中心に—日本語訳)、韓国建築歴史学会、第 2 巻 1 号、1993 年 6 月
- 2) Kang, Dong-Jin, A Development of Methodology for Maintenance and Management of the Sustainable Traditional Village in Korea - A comparative Study of Korea and Japan- (持続可能な伝統的集落の

維持と管理方法論の開発 —韓国と日本の比較研究— (日本語訳)、韓国造園学会誌 Vol. 29、No. 5、2001 年 12 月

- 3) 孫鏞勳、A comparative study on the historic landscape management of Andong Hahoe village and Shirakawa Ogimachi village (安東河回村と日本白川荻町の歴史景観管理比較研究 (日本語訳))、ソウル大学校環境大学院造園学修士学位論文、2003 年 2 月
- 4) 金弘己、A Study on the Changes of Preservation Controls and Townscape Transformation in Folk Village After Designated As a Cultural Heritage - Case Study on Hahoe Village in Andong - (文化財指定以降歴史的集落の保存方針の変遷と景観変容に関する研究—安東河回村を対象に— (日本語訳))、大韓建築学会支会聯合論文集、10 巻 3 号、2008 年 9 月
- 5) 金弘己、A Study on the Comparison of Preservation System for Traditional District Between Korea and Japan (韓国と日本の伝統的集落保存制度に関する比較研究 (日本語訳))、大韓建築学会論文集計画系、第 24 巻第 12 号、2008 年 12 月
- 6) 孫鏞勳、黒田乃生、下村彰男、韓国安東河回村と岐阜県大野郡白川村荻町にみる歴史的景観の管理に関する比較研究、日本造園学会研究発表論文ランドスケープ研究 67 (5)、2004
- 7) Lee, Hak-Sop・孫鏞勳、A Study on the Changes of Landscape Elements in Hahoe Village - Focus on the 5 Landscape Elements- (河回村の景観要素変化に関する研究—5 つの景観要素を中心に— (日本語訳))、韓国都市設計学会誌、第 12 巻第 1 号、2011 年 2 月
- 8) 李柱玉、The Method of Conservation for the Traditional Korean Settlements - Based on the Case Study in Korea and China- (伝統的集落の保全方法に関する研究—韓国・中国の事例を中心に— (日本語訳))、韓南大学校大学院建築工学科博士学位論文、2008 年 2 月
- 9) 慶尚北道、河回村調査報告書、1979 年
- 10) 文化財管理局、安東河回村保存管理方案調査研究報告書、1989 年
- 11) 安東市、安東河回村総合整備計画調査報告書、2001 年 10 月
- 12) 文化財庁、民俗村の保存・活用及び総合整備細部実践計画、2004 年 5 月
- 13) 安東市、2020 年安東都市基本計画、2007 年
- 14) 安東太極圏域農村マウル総合開発事業基本計画、2009 年
- 15) Culture Heritage Administration Republic of Korea, Nomination of Historic Villages of Korea Hahoe and Yangdong, 2010. 02